

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（菊池 孝君） ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（菊池 孝君） 日程第1、報告第1号 文化財保護条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題とします。

報告の朗読を省略して、報告の内容について説明を求めます。

教育次長、松田英明君。

○教育次長（松田英明君） 報告第1号 文化財保護条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について、説明をいたします。

今回の条例改正につきましては、文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴うもので、文化財保護条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成29年6月1日に専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

改正の内容を対照表により説明いたします。

対照表1ページ、第1条の改正につきましては、条文中で規定している文化財保護法の引用条項第98条第2項を第182条第2項に、第21条第1項及び第22条第4項の改正につきましては、第56条の3第1項を第71条第1項に、第27条第1項及び2ページ、第29条第3項の改正につきましては、第56条の10第1項を第78条第1項に、第33条第1項及び第34条第2項の改正につきましては、第69条第1項を第109条第1項に、第38条第1項及び3ページ、第39条第4項の改正につきましては、第83条の7第1項を第147条第1項に改めるものでございます。

附則は施行期日を定めるもので、公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これで報告第1号 文化財保護条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第2、議案第1号 ござっぱり条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 議案第1号 ござっぱり条例についてご説明いたします。

今回の条例制定は、本町における里山の景観保全について基本理念を定め、町並びに町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定め、もって美しい里山の景観を未来に継承し、ござっぱりとした町づくりの実現に資することを目的とし、ござっぱり条例を制定しようとするものです。

第1条は、条例制定の目的であります。

第2条は、用語の意義を定義するものです。

第3条は基本理念を定めるもので、里山の景観が前世代から引き継がれた貴重な財産であることを認識し、協働の姿勢で守り育て、将来の世代に引き継いでいくこととするもので、第1号は里山の保全について、第2号は責務の明確化について、第3号は人材の育成について、それぞれ指針を定めるものであります。

第4条は町の責務を定めるもので、第1項は里山の景観保全に向けた施策の策定と実施について、第2項は施策に係る調査や措置及び関係機関との協力について、第3項は、第1項の施策の策定及び実施に当たっての土地所有者への配慮と町民等への周知について、それぞれ定めるものであります。

第5条は町民の責務を定めるもので、第1項は里山の景観づくりの主体としての積極的な役割について、第2項は町の施策への協力について、それぞれ定めるものであります。

第6条は事業者の責務を定めるもので、第1項は事業活動により景観づくりの妨げになる

行為を行わないように努めることを、第2項は町の施策への協力について、それぞれ定めるものであります。

第7条は委任であり、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めるものとするものです。

附則は施行期日を定めるもので、公布の日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） このごさっぱり条例については、協働のまちづくりを進める本町にとっては利を得た条例であると思います。

そこで伺いますが、これまで協働を中心とする景観形成については、自治公民館を中心とする住民団体や地域に根ざした誘致企業、業者などが自主的に草刈りやそういった景観保持に取り組んできておりました。また、里山については、中山間地域の直接支払制度の交付金などを活用して集落で取り組んできたところであります。

そこで、この条例制定に当たって、条例をつくるだけでなく、今後のこの取り組みを周知していく必要があるだろうということから、今日のそういった地域の活動の実態をどのように捉えて、今後財政的な支援を含めてどのように対応して、こういう協働活動の住民組織の支援と育成を考えているかお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 条例の周知につきましては、テレビ、広報、ホームページなどはもちろんですが、条例の見える化をしていきたいと考えておまして、例えば一部、全部一度にとすることは無理なので、一部成果を上げてそこをPRしていくとか、さまざまなPRの方法を今後検討して、住民の方々に周知していきたいと考えております。

地域の実態につきましては、今まで公民館や団体と自主的に取り組んできていただいておりますし、それはぜひ継続していただきたいと考えておりますし、今後、小さな拠点もできますので、そこで、例えば高齢化などで困りごととかありましたら、そこで皆さんで考えて、町も連携しながら、きれいな里山づくりに努めたいと考えております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） これは町でやるとか町民、事業者と一体となった取り組みということで進めていかなければならないと思いますが、先ほど、今までやってきたことへの継続的な取り組みを、まずそれはお願いをしたいということですが、例えば町自らも手本を示すことも重要だと思うんですね。

前にも私、提案をさせていただいたことがあるんですが、例えば幹線道路の目立つところから、例えば50メートルぐらいのところは間伐を徹底してやるとか、金山町であるとか、ほかの県もそういう条例といいますか、何か定めながらやっているところがあるんですね。まず、行政としてやるところをきちっとまず見せていくと、そこも大事ではないかなというふうに考えます。いかがでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 村上議員おっしゃられるとおり、昨日、先に開催されました環境審議会の意見でも、まず見えるところからこざっぱりとした景観づくりをしていったらいいのではないかという意見が多数出されました。町としてやるべきところというところですけども、環境分野だけではなく各課、農政、林政、企画、さまざまな機関と連携しながら今後取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） そのほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 こざっぱり条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 ござっぱり条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第3、議案第2号 住田町木工館の設置及び管理に関する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 議案第2号 住田町木工館の設置及び管理に関する条例につきまして説明いたします。

住田町木工館につきましては、平成5年に高齢者の健康と生きがいづくり及び地域文化の向上に資するため、住田町上有住字和田野に設置し活用を図ってまいりました。本町において森林・林業日本一の町をより一層推進するに当たり、木に関する知識の普及向上と認識を深め、木材工芸の体験や資材の展示を行う場としてこの木工館を活用していくことといたしました。あわせて、木工館の指定管理者による管理について、必要な事項を定めるため、本条例の全部を改正しようとするものです。

第1条は木工館の設置の趣旨、第2条は名称及び位置を定めたものです。第3条からは指定管理者による管理の実施に関し必要な事項を定めたもので、第4条は指定管理者の指定の手続きを、第5条は指定管理者が行う業務、第6条は指定管理者が行う施設の管理の基準について定めたものです。第7条につきましては、施設の利用料金及び利用時間は指定管理者が定めることとするもので、この場合は町長の承認が必要となることを規定したものです。第8条は指定管理者が行う業務の第三者への委託についてを、第9条は施設の利用の制限について定めたものです。第10条につきましては、指定管理者の指定を受ける者がいないときは町長が管理を行うものであり、その際の使用料の額、使用料の免除等を定めたものです。第11条につきましては、この条例に定めるもの以外の委任について定めたものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 今回、農政課長が条例の説明をしたということは、今までは保健福祉課の方で担当されていたかと思うんですが、農政課でこれから担当していくというふうに考えてよろしいのか、それから担当課が変わったということで、具体的な活用方法というのは考えているのか、まずお尋ねいたします。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 今までは高齢者を対象とした施設として管理運営をまいりましましたが、これからは農政、商工観光の方で町民全体、子供たちまで含めまして活用していくという方向にするものであります。

具体的な利用方法ですけれども、今後は、指定管理者が決まってからも検討はしていくわけですけれども、基本的に今まで木育等で活用してきたことを含めまして、町民全体に木工について周知、あるいは活用して体験していくような、そういう事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 指定管理者の決定は指定管理者の候補者選定委員会で多分するんだと思うんですが、希望するいくつかの団体とか、そういうのは現在、見当たっているのかどうか、それから利用料金についてですが、例えば組手什住田などでは新庁舎の1階のところに衝立とか寄付をさせていただいているんですが、無償で公共の場にそういうものを設置したいとかという場合の利用料金というのはどういうふうに考えているのか。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 組手什と利用については、当然今までと同じような考え方が必要かと思えます。ですので、まだ指定管理者がもちろん決まっているわけではございませんので、その中で話をしていきたいと考えております。

それから、今も申し上げましたが、まだ候補者があるということではなく、今後募集して進めていくということになります。

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 住田町木工館の設置及び管理に関する条例を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 住田町木工館の設置及び管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第4、議案第3号 住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、熊谷公男君。

○建設課長（熊谷公男君） 議案第3号 住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由をご説明いたします。

今回の条例改正は、老朽化に伴い町営住宅の1戸を廃止するものでございます。

別表左側、改正前の中段をご覧ください。

昭和44年度建設、川向第一団地1戸を廃止するものでございます。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 住田町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第5、議案第4号 平成29年度住田町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 議案第4号 平成29年度住田町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,947万円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ47億817万円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算を第1表により、地方債の補正を第2表によりご説明いたします。

まず、歳入歳出予算補正を第1表によりご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入をご覧ください。

13款国庫支出金2,068万円の増は、障害者自立支援医療費負担金238万5,000円、農林業系

廃棄物の処理加速化事業費補助金1,630万8,000円の増が主なものであります。

14款県支出金393万円の減は、障害者自立支援医療費負担金119万3,000円の増、森林・林業再生基盤づくり交付金658万2,000円の減が主なものであります。

17款繰入金6,205万円の増は、財政調整基金繰入金5,700万円の増、まちづくり応援基金繰入金477万4,000円の増が主なものであります。

19款諸収入257万円の増は、コミュニティ助成事業助成金210万円の計上が主なものであります。

20款町債190万円の減は、過疎地域自立促進の減によるものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

3ページをお開き願います。

なお、詳細は10ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出をご覧ください。

2款総務費1,336万5,000円の増は、コミュニティ助成事業補助金210万円の計上、住民活動支援交付金477万4,000円の増、臨時職員賃金282万4,000円の計上が主なものであります。

3款民生費469万8,000円の増は、自立支援医療費477万円の増が主なものであります。

4款衛生費1,711万6,000円の増は、飲料水施設整備費補助金1,600万円の増が主なものであります。

6款農林業費3,452万4,000円の増は、きのこ原木等処理事業委託料の増、五葉集会センター屋根葺き替え工事費の計上、森林・林業再生基盤づくり交付金事業費補助金789万9,000円の減が主なものであります。

7款商工費397万2,000円の増は、修繕料100万円の増、木工館指定管理料の計上が主なものであります。

10款教育費536万3,000円の増は、奨学資金貸付金223万円の増、有住小学校プール改修工事設計委託料の計上が主なものであります。

11款災害復旧費32万円の増は、災害復旧事業費補助金の計上によるものであります。

14款予備費11万2,000円の増は、予算調整によるものであります。

次に、地方債の補正を第2表によりご説明いたします。

5ページをお開き願います。

今回の補正は変更です。

変更は、過疎地域自立促進事業を190万円減額し、1億3,880万円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

2番、佐々木信一君。

○2番（佐々木信一君） 12ページ、7款商工費、1項2目18節の備品購入費の中で、木工館の機械購入がありますが、どういったものが購入されているのかと、今後この利用をどういうふうに図っていくのかお伺いいたします。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 今回、購入しようとする備品ですけれども、もともと木工館には設備されてはあったわけですが、長い年月でもう使えなくなっているものもございます。それで、今回、指定管理するに当たり必要と思われるものを購入しようとするもので、今回購入しようと考えているものは、横切り機械、研磨機、プレス機、糸のこ盤を考えているところであります。

それで、現在、約10種類ぐらい機械はまだ使えるものも残っておりますし、所在といたしますか、現在あるんですが、どこから来たのかちょっとわからないものもあったんですが、いずれ有効に活用するため、今まで利用してきたものがそのままあるので、それ以外のものについて購入するというところであります。

それから、どのようにといたしますか、指定管理上でいろんな木工の作品をつくっていくと、それを体験するという考えで使っていこうとするものであります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 3番、瀧本正徳君。

○3番（瀧本正徳君） それではお伺いします。

8ページ、12ページ関係ですが、県支出金の農林業費県補助と658万円、それから12ページにかかわってはマイナスの789万円ということがあるんですが、場所はいいでしょうか、その分の、多分昨年度についても同様の形の減額補正したような気がするんですが、予算に組んで今の時期でもって減額補正というのは、その辺の顛末等を、わけをお伺いしたいというふうに思います。

2つ目については、11ページ、4款の衛生費の中の1目の保健衛生総務費の報酬の部分ですが、ここに地域保健従事者現任教育指導員報酬と、こういうふうにありますけれども、この中身ですね、急に降って湧いたわけではないと思いますけれども、その中身をお伺いした

いというふうに思います。

もう1つは、戻りますけれども、10ページをお願いします。企画費の中の13の委託料に小さな拠点づくりファシリテートだね、トまでつくのかな、ファシリテート研修業務委託とありますけれども、これの具体的な部分、目的と対象は誰なのかというあたりまでお願いしたいと思います。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 私の方からは、森林・林業再生基盤づくり交付金事業についてお答えさせていただきます。

この事業は、コンテナ苗生産施設の整備事業でございまして、平成28年度でも予算化をしております。平成29年度当初予算を決める時期までに、国の交付金の対象になるのが平成28年度になるのか29年度になるのか決まっておりました。ですので、29年度の当初予算にも計上させていただいたという経過があります。結果的には、平成28年度の国の交付金対象となりまして、28年度予算については繰り越しをさせていただいたものであり、29年度の予算については今回、減額補正させていただいたものであります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 私からは、2件目の4款、11ページの方ですね、4款の地域保健従事者現任教育指導員報酬についてご説明いたします。

これは、指導役の保健師の報酬でございまして、県の補助をいただきながら新任保健師育成支援事業という事業の補助をいただいて実施するもので、退職保健師等が育成トレーナーとなりまして、採用後おおむね3年以内の市町村の新任期の保健師が行う家庭訪問等の地域活動に同行して、実際に業務の実施状況の確認をしながら、必要な指導等をいただくものであります。本年度新採用で保健師が採用になっておりますが、その保健師の指導役になっていただくとするものであります。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 私からは、小さな拠点づくりファシリテート研修業務委託についてご説明いたします。

まず、ファシリテートということですが、会議等の場で中立の立場で参加者の発言を促したり、意見の食い違いを整理しながら合意形成に持っていくという役割を担う方をファシリテートとかファシリテーターといいます。小さな拠点づくりにおきましては、地域の

中での意見の調整を図る役割を集落支援員が行うこととなります。集落支援員さんにファシリテートの能力を身につけていただきたいということで、今回、研修会3回を開催しようというものです。地域おこし協力隊さんも含めて参加希望があれば一緒に研修を進めていくということにさせていただきます。

○議長（菊池 孝君） そのほか。

5番、佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） それでは、3点質問させていただきます。

1点は10ページですね、2款総務費の10目の地域情報通信推進費の中で、賃金として臨時職員賃金282万4,000円が計上なっております。補正で臨時職員を計上なるということは、どういう業務とねらいを持った雇用なのかお伺いします。

第2点は、12ページの6款農林業費の林業振興費の中に、きのこ原木等処理事業委託料とあります。これは福島原発事故による放射能の汚染の処理の関係だろうと思いますが、どのような形で処理業務の委託になるか、その内容をお伺いします。

第3点は、13ページの10款教育費の事務局費で、奨学資金貸付金が223万円増額になりました。合計額で666万円ということになります。貸し付けが増額になる要因、貸し付けの対象者等どのようなようになったかお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 私の方からは、1点目の地域情報通信推進費の臨時職員賃金についてご説明いたします。

今回の臨時職員につきましては、住田テレビ開局から10年が経ちます。今後の10年の情報基盤整備、あるいはテレビの活用についてどのように進めていくかということを検討する年ということで、臨時職員を雇用してその方針を定める予定です。

内容といたしましては、住民の意向調査や今後の加入者の推移、あるいは機器更新の時期などの計画を立てなければならない時期というふうに思っております。町長の言葉をお借りすれば、見るテレビから出るテレビ、今後は使うテレビということになりますので、その使うテレビをどのように方針を定めていくか、あるいはどのように運営をしていくかというところの作業のために臨時職員2人を雇用するものであります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 私の方からは、きのこ原木等処理事業委託料についてお答えさせ

ていただきます。

この事業につきましては、当初2年間でということで、2年間で処分ということで予算化をしておりましたけれども、1年での処分ということになったため、今回、当初予算と同額を補正させていただいたものであります。

どのような処分ということでございますけれども、県内の企業の部分で焼却処分をするというこの予定にしております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、松田英明君。

○教育次長（松田英明君） 私の方からは、奨学金の部分についてお答えをさせていただきます。

当初、予算では5名、新規の貸し付け5名で見てございましたが、それが7名となったことによるものですが、大学、一般的に四年制大学といわれる部分が3名、短大が1名、専門学校が3名ということになってございます。

それから、要因ということでございますけれども、今回、貸し付け決定をした7名の生徒さん方につきましては、大学卒業後、全員が奨学金の返還免除制度等も活用しながら、住田町に戻り公務員とか医療関係でいろいろ地元へ貢献したいという意向も聞いてございます。そのような部分で、本町の返還免除制度につきましても、その大きな要因になっているのではないかととらえているところでございます。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） 1点目の住田テレビ関係の内容についてはわかりました。

それから、2点目のきのこ原木の処理は2年予定していたのが1年でやると。それで、放射能関連であります。それで汚染している物質で残っているのは、そうなると牧草になるわけですが、牧草の処理の経過がどうなっているかお伺いします。あわせて、現在まだ住田町内における山菜や鳥獣、特にニホンシカについての肉の処理等の希望もあるんですけども、その辺もまだ汚染されているということで、食肉に利用できないというようなことになっているようではありますが、それらの汚染の状況の調査、対象をどのように取り組んでいるか、あわせてお伺いします。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） まず汚染牧草の件ですけれども、汚染牧草は1キログラム当たり8,000ベクレル以下の牧草、住田町にあるものは全て8,000ベクレル以下で、国の基準でいけ

ば一般の廃棄物ということにはなるわけですが、その場合は管理型処分場で、簡単に言えば焼却処分するのが妥当というふうになっているんですけれども、まだ理解が得られていないといえますか、まだ焼却処分の手続きが整わない状態になっております。

それで、昨年までは各農家で管理をしているという状態でしたが、6年も経過してこれ以上なかなか、それぞれの農家で管理するのは難しいということもありまして、今現在は町の方で1カ所にまとめて管理する方向で進めているところであります。今後、国、県と協議しながら、最終的な処分については進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、山菜や鹿の肉ということですが、山菜等は計測しながら、超えないものについては販売するというような形で進んでおりますが、2種類ほどまだ販売ができないというのを県の方でも決めておりまして、それはそのままの状態になっています。

それから、鹿の肉ですが、これも当町、販売といえますか、商品化は難しいと、まだ出るということになっておりましたが、3年間継続して検査をして出なければみえない、いずれ、すみません、まだ販売といえますか、食品として出すことはまだできないという状態のままになっております。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 佐々木春一君。

○5番（佐々木春一君） いずれ、放射能汚染の対応については、事故発生から6年経過し7年に向かおうという中で、その対応等が風化していることも心配されますので、いずれ、私も被害の立場ですから、いずれ対策は東京電力、国が責任を持ってやるべきと思いますので、まず遠慮なさらなくて、地域の実情を説明しながら、対応策を詰めてほしいということをお願いします。

あと、2回目のところで答えしませんでしたけれども、奨学金の関係では、返済免除条例の制定の効果もあったと。そして、いずれも将来、住田に帰ってきて地域に暮らしたいということのようでありますから、大変喜ばしいと思いますので、いずれそういった状況を宣伝しながら、今後とも若者が住田に定住する施策を進めてほしいと。

終わります。

○議長（菊池 孝君） 6番、村上薫君。

○6番（村上 薫君） 今の5番議員の質問と関連いたします。

きのこの原木等の処理についてですが、放射能汚染ということで、原木シイタケの生産者というのが年々減っているというふう聞いております。現在、何人町内にいるのかですね、

それから原木不足によって価格が高騰しているというふうに聞いております。その原木確保というのがなされているのかどうか、まずお伺いいたします。

それから、先ほどの奨学資金の貸付金についてですけれども、当初5名予定をしておったのが7名になっているということで、大変よろしいかなというふうに思います。前にも私、提案をさせていただいているんですが、5年間居住をして仕事、町内外の就労をするということで、最大限5年間の免除ができるよということですが、最近の世の中は、大学を卒業しても5年、10年ぐらいは一般の社会で、企業とか勤めて、それから戻ってくると、キャリアを得た方々が戻ってくる方々も多いんですね。そういう方々も非常に大事だと思うんですね。ただ、今の制度ではそういう方々というのは免除から外れるわけですね。

私は、奨学金の免除を受けない人、これは一旦15年の返済計画を立てるわけですが、その15年の返済の中で、やはり免除が受けられるような制度も考えていただきたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） シイタケ原木につきまして、現在生産している農家ということですが、2戸になっております。それから原木の調達ということですが、これは県を通じ、そして系統、経路をしてその生産者の方についているというふうに聞いてございます。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 教育次長、松田英明君。

○教育次長（松田英明君） 私の方からは奨学金の部分でございます。返還免除制度、28年度から運用を始めてございます。2年目ということで、まだ具体的な利用実績というのはないわけでございますけれども、今後、現在の制度の中で運用をしていきたいとは思ってございますけれども、現在、返還をしている方々、それから奨学金を今後利用したいという方々の意見も十分お伺いしながら、本町における奨学金制度のあり方につきましては、今後も検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（菊池 孝君） 村上薫君。

○6番（村上 薫君） 例えばですね、今の件ですが、奨学金ですが、大槌町では卒業後、最長12年間の返済期間中、住田町は15年なわけですが、町内に住み就業する間、返済が免除されると。貸与期間、例えば大学であれば4年ですね。それに6年間プラス、ですから4年プラス6年、10年間町内に住み就業した場合は全額免除するというふうな、そういうふうな制度もつくっておるようですから、ぜひそういうことも含めて、キャリアを持った方々

にも存分に住田町に帰ってきていただいて、活躍していただける環境を整えていただきたい
と思います。もう一度、教育長。

○議長（菊池 孝君） 教育長、菊池宏君。

○教育長（菊池 宏君） 次長も申し上げましたが、今後そういったことも含めて考えてまい
りたいと思います。

○議長（菊池 孝君） 7番、林崎幸正君。

○7番（林崎幸正君） 1点だけ、鹿肉を解除というか、そういうのというのは、大体、農政
課長、いつごろになると思いますか。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 私の方からお答えをさせていただきます。

鹿肉につきましては、県内各地からその検体を県の方に出しまして、毎年数件、各市町村、
数件の検査を行っているところであります。現在も基準値を超えているところがあります。
鹿につきましては、岩手県として、全体としての出荷制限がかかっております。全体として
基準値を下回っていかないと解除にならないということになります。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 林崎幸正君。

○7番（林崎幸正君） では、林政課長、これは県で何回ぐらい検査しているの。

○議長（菊池 孝君） 林政課長、千葉純也君。

○林政課長（千葉純也君） 今ちょっと手元に資料はございませんが、住田町としても年間4、
5件やっています。

以上です。

○議長（菊池 孝君） 林崎幸正君。

○7番（林崎幸正君） 実は、これ早く急いでほしいなと思うのは、先般、丹波山村に行って
若い議員といろいろなディスカッションをしたんですが、丹波山村では鹿肉をそれなりに加
工しながら、ウインナーソーセージみたいな形にもうご馳走になってきましたが、素晴らしい、
隣の町が首都圏なのでビジネスになっていると。そして、雇用にもつながっているという
ことを、いい話を聞いてきましたので、住田町もそれに乗るにはどうすればいいのかなとつ
くづく思ってきましたので、なるだけ検査の回数を住田町独自でもやって、なんか交流をし
ていくような考え方を早めに行動してほしいと思います。

以上でございます。

○議長（菊池 孝君） 答弁なくていいね。

11番、阿部祐一君。

○11番（阿部祐一君） 2点お願いいたします。

10ページの企画費の中で、住民活動支援交付金477万円、大幅に増とありますが、これはよいことだと思うんですが、このお金はどういった住民、団体があると思うんですが、どういう使われ方をするのかお伺いいたします。

それから次のページの、12ページの農林業費の中での農業振興費、中山間地域いきいき暮らし活動支援事業補助金75万円ほど出ておりますが、中山間活動は今でもやられておりますが、これは新しいものですが、どういった活動補助金なのかをお伺いいたします。

○議長（菊池 孝君） 企画財政課長、横澤則子君。

○企画財政課長（横澤則子君） 私の方からは、1点目の住民活動支援交付金についてご説明いたします。

こちらは、ふるさと納税の方で住民活動団体への指定寄附をしたものの補正になります。28年度の末に指定寄附があった団体に対して95%交付をするという制度でございます。この477万4,000円の中には3件の団体が含まれております。27年度にふるさと納税で指定寄附をいただいた団体が2件あります。28年度にも交付ができるのですが、団体の方から28年度は交付は必要がないということで、今回、交付申請があったものが2件、それから28年度の末に指定寄附があつて、今回、当初予算に間に合わなかったものが1件で、3件でございます。以上でございます。

○議長（菊池 孝君） 農政課長、紺野勝利君。

○農政課長（紺野勝利君） 私からは、岩手中山間地域いきいき暮らし活動支援事業について、説明をさせていただきます。

この事業は県の単独事業でございまして、地域資源を活用した商品開発や営農活動を継続するための仕組みづくりなど、地域活性化の取り組みを支援する制度でございます。補助金は2分の1の補助ということになってございます。なお、この事業を実施するためには、集落におけるその取り組みをまとめました地域ビジョンというものを作成する必要があるというものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） そのほか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 平成29年度住田町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 平成29年度住田町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第6、議案第5号 平成29年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長、梶原ユカリ君。

○町民生活課長（梶原ユカリ君） 議案第5号 平成29年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の予算補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ528万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億974万4,000円としようとするものです。

補正の内容について、2ページ、第1表、歳入歳出予算補正によりご説明いたします。詳細は3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書からをご覧ください。

初めに歳入についてご説明いたします。

3款国庫支出金528万2,000円の増は、国民健康保険保健事業に係る特別調整交付金509万

9,000円の増と制度関係業務準備事業費補助金18万3,000円の増によるものです。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款総務費18万4,000円の増は、国民健康保険広域化施行に伴うシステム改修電算委託料の増によるものです。

8款保険事業費510万円の増は、国民健康保険保健事業委託料の増によるものです。

12款予備費2,000円の減は、予算の調整によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 平成29年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 平成29年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第7、議案第6号 平成29年度住田町簡易水道事業特別会計補正

予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、熊谷公男君。

○建設課長（熊谷公男君） 議案第6号 平成29年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の予算補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万1,000円を増額し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ1億8,298万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正を第1表によりご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入をご覧ください。

4款基金繰入金60万8,000円の増は、水道施設整備基金繰入金の増によるものであります。

6款諸収入28万3,000円の増は、雑入、撤去工事補償費の増によるものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出をご覧ください。

1款簡易水道費89万1,000円の増は、町営住宅火石第2団地跡地水道配水管撤去工事費89万1,000円の増によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 平成29年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 平成29年度住田町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第8、議案第7号 平成29年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、熊谷公男君。

○建設課長（熊谷公男君） 議案第7号 平成29年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ327万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,981万8,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正を第1表によりご説明いたします。

2ページをお開き願います。

なお、詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入をご覧ください。

4款基金繰入金14万8,000円の増は、下水道事業減債基金繰入金の増によるものであります。

6款諸収入179万7,000円の増は、雑入、撤去工事補償費の増によるものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

なお、詳細は4ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出をご覧ください。

1款下水道費327万7,000円の増は、町営住宅火石第2団地跡地下水道配水管撤去工事費327万7,000円の増によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号 平成29年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 平成29年度住田町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第9、議案第8号 平成29年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、伊藤豊彦君。

○保健福祉課長（伊藤豊彦君） 議案第8号 平成29年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

今回の予算補正は、保健事業勘定歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,341万1,000円にしようとするものであります。

補正後の歳入歳出予算は2ページ、第1表、歳入歳出予算補正により説明いたします。

2ページをお開きください。

まず歳入について説明いたします。

詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入をご覧ください。

3款国庫支出金、2項国庫補助金5万8,000円の増は、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の増であります。

5款県支出金、2項県補助金2万9,000円の増は、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の増であります。

7款繰入金、1項一般会計繰入金2万9,000円の増は、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の増であります。

次に、歳出について説明いたします。

詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出をご覧ください。

4款基金積立金、1項基金積立金3万3,000円の減は、介護給付費準備基金積立金の減であります。

5款地域支援事業、1項包括的支援事業・任意事業14万9,000円の増は、認知症カフェ運営委託料の増であります。

以上で説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 平成29年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 平成29年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

建設課長より、先ほどの提案理由の一部について、訂正したい旨の申し出がありましたので、これを許します。

建設課長、熊谷公男君。

○建設課長（熊谷公男君） 先ほど提案いたしました議案第7号、下水道事業特別会計補正予算の4款繰入金の額を14万8,000円と申し上げましたけれども、正しくは148万円でございます。

以上、訂正いたします。よろしく申し上げます。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第10、議案第9号 住田町農業委員会委員の過半数を認定農業者又はこれらに準ずる者とするに関し同意を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、佐藤英司君。

○総務課長（佐藤英司君） 議案第9号 住田町農業委員会委員の過半数を認定農業者又はこれらに準ずる者とするに関し同意を求めることについて説明いたします。

平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律が改正施行され、農業委員の選出方法や定

数の定めなどが変更されたことから、本町においても今年の3月議会定例会において、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を制定し、現在の農業委員の任期が平成29年7月19日までとなっていることから、新たな農業委員の選任に向けて手続きを進めてきたところであります。4月18日から5月16日までの期間、委員の募集を行ったところ、定員8人に対し同数の8人の推薦があり、その後、委員候補者評価委員会の評価において候補者8人全員が適当と判断されたところであります。

改正された法律第8条第5項において、認定農業者及び認定農業者である法人の業務を執行する役員、または当該法人の使用人であって、当該法人の行う耕作、又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者が委員の過半数を占めることとなっておりますが、候補者の8人のうち、この要件を満たす認定農業者は4人となっております、過半数に達しておりません。この場合は、同条同項のただし書きで、町の認定農業者の総数が一定の人数を下回っている場合には、議会の同意を得た上で、認定農業者に準ずる者を含めて過半数とすることが可能となっております。

今回の候補者において、この認定農業者に準ずる者を含めると過半数の5人となることから、このあと議案第10号から議案第17号として8人の農業委員会の委員の任命に関する議案を提案いたしますが、その前提として、認定農業者に準ずる者を含めて過半数とすることに関し議会の同意を求めるものであります。

以上、説明を終わります。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（菊池 孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号 住田町農業委員会委員の過半数を認定農業者又はこれらに準ずる者とするに関し同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 住田町農業委員会委員の過半数を認定農業者又はこれらに準ずる者とするに関し同意を求めることについては、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時19分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

◎議案第10号～議案第17号の上程、説明、質疑、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第11、議案第10号から日程第18、議案第17号の住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（菊池 孝君） 提案者の説明を求めます。

町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） 議案第10号から第17号まで、住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを一括してご説明申し上げます。

提案いたしますのは、平成29年7月19日で任期満了となります住田町農業委員会の委員の任命でございます。

平成28年4月に改正されました農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして、農業委員会の委員は従来の公選制から市町村長が議会の同意を得て任命することになっておりましたので、8名の方々を委員としてご提案申し上げるものであります。

まず、第10号は松田秀樹氏でございます。松田氏につきましては、上有住字中井にお住まいになられ、現在65歳でございます。住田町農協に勤められたあと農業に従事され、現在も認定農業者としてご活躍していらっしゃいます。また、両向ピア・ファーム、大船渡市農協においては監事の職に当たられておりますとともに、平成26年からは農業委員を務めていただいております。

次に、議案第11号は紺野幸男氏でございます。紺野氏につきましては、世田米字天風にお住まいになられ、現在67歳でございます。若くから農業に従事され、現在も認定農業者としてご活躍されていらっしゃいます。また、有機栽培研究会の役員や転作推進委員を長年務めていただいているところであります。

次に、議案第12号は菅野良一氏でございます。菅野氏につきましては、世田米字上城にお住まいになられ、現在67歳でございます。若くから農業に従事され、平成9年から平成26年までは認定農業者としてご活躍いただいているところであります。引き続き、先駆的な農業経営に取り組まれる傍ら、平成26年からは農業委員も務めていただいております。

次に、議案第13号は吉田繁喜氏でございます。吉田氏につきましては、下有住字新切にお住まいになられ、現在68歳でございます。若くから農業に従事され、現在も認定農業者としてご活躍されていらっしゃいます。また、新切農林業振興会長等を歴任されるとともに、平成26年からは農業委員を務めていただいております。

次に、議案第14号は阿部昭男氏でございます。阿部氏につきましては、世田米字田谷にお住まいになられ、現在72歳でございます。住田町農協に勤められたあと農業に従事し、現在も認定農業者としてご活躍されていらっしゃいます。長く下在農林業振興会長の要職にありますとともに、平成23年からは農業委員を務めていただいております。

次に、第15号は佐藤武雄氏でございます。佐藤氏につきましては、上有住字五合畑にお住まいになられ、現在73歳でございます。若くから農業に従事され、平成17年からは農業委員、平成23年からは農業委員会会長職務代理者の要職も務めていただいている方でございます。

次に、議案第16号は及川恵美子氏でございます。及川氏につきましては、上有住字八日町にお住まいになられ、現在46歳でございます。自営であります。及川商店で経理等に従事されており、また、住田町商工会女性部員として商工業の振興にご尽力をいただいているところであります。

農業委員会等に関する法律では、第8条第6項で、委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない、

同条第7項では、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないとされております。農業に従事された経験がない及川氏でございますが、利害にとらわれず、また、女性としての立場から農業委員会の運営にご意見をいただけるものと期待しているところであります。

次に、議案第17号は多田まり子氏でございます。多田氏につきましては、世田米字清水沢にお住まいになられ、現在63歳でございます。昨年まで大船渡市社会福祉協議会に勤務する傍ら、長年にわたり農業経営に取り組んでいらっしゃいますので、多田氏におかれましても、女性としての立場から農業委員会の運営にご意見をいただけるものと期待しているところでございます。

以上、ご提案申し上げましたが、いずれも地域の農業事情に精通し、また、地域の農業者からの信頼も厚く、住田町農業委員会の委員として適任でございますので、議員各位の同意を賜りますようお願いする次第であります。

以上で提案といたします。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

人事案件は、先例により討論を省略する例となっておりますので、討論を省略します。

これから議案第10号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、議案第10号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから議案第11号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて採決します。

この採決は、起立によって行います。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、議案第11号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから議案第12号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、議案第12号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから議案第13号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、議案第13号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから議案第14号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、議案第14号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから議案第15号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、議案第15号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから議案第16号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、議案第16号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

これから議案第17号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（菊池 孝君） 起立全員であります。

したがって、議案第17号 住田町農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時37分

○議長（菊池 孝君） 再開します。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、採決

○議長（菊池 孝君） 日程第19、議案第18号 住田町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（菊池 孝君） 提案者の説明を求めます。

町長、多田欣一君。

○町長（多田欣一君） 議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてご説明申し上げます。

提案いたしましたのは、固定資産評価審査委員会委員の選任でございます。

多田和雄委員の任期満了に伴うものでありますが、再度、多田氏の選任をお願いするものでございます。

多田氏につきましては、既に皆様ご承知のとおり、県立高田高校住田分校を卒業後、岩手県農業協同組合講習所を経て昭和46年、住田町農協に採用となっております。平成16年に農協を退職されましてからは、豊富な知識と経験を生かし、本町の農業経営指導マネージャーを務め、その後、株式会社A F G、株式会社住田九州屋を経て、現在、株式会社長谷川建設に勤務されているところであります。

固定資産評価審査委員につきましては、平成17年から4期12年務めていただいております。この間、審査制度の運営にご尽力いただけてきたところであります。経歴、人物、識見とも申し分なく、固定資産評価審査委員として適任の方でございますので、議員各位の同意を賜りますようお願いするものであります。

以上で、提案とします。

○議長（菊池 孝君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[「なし」と言う人あり]

○議長（菊池 孝君） 質疑なしと認めます。

人事案件は、先例により討論を省略する例となっておりますので、討論を省略します。

これから議案第18号 住田町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めること

についてを採決します。

お諮りします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊池 孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 住田町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（菊池 孝君） これで本日の日程は全部終了しました。

第11回住田町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時41分